

答弁第六四号  
令和四年五月二十四日受領

内閣衆質二〇八第六四号

令和四年五月二十四日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 細田博之 殿

衆議院議員近藤和也君提出「日銀は政府の子会社」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員近藤和也君提出「日銀は政府の子会社」に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、令和四年五月十三日の衆議院財務金融委員会において、鈴木財務大臣が「政府は日本銀行に対しても五十五パーセントの出資をしておりますけれども、議決権、これは有しておりません。また、日本銀行には、日本銀行法三條一項及び五條二項におきまして、金融政策や業務運営の自主性が認められております。こうした点を踏まえますと、日本銀行は政府がその経営を支配している法人とは言えないわけであります。会社法で言うところの子会社には当たらない、そのように考えております。」と答弁したとおりである。